

令和4年 第5回教育委員会会議録

令和4年5月18日（水）

甲州市教育委員会

第5回教育委員会 会議録

日 時 令和4年5月18日(水)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一	委 員	加 藤 幸 夫
委 員	田 口 由 季		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課 L	廣 瀬 剛
教育総務課 L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	飯 島 泉
生涯学習課 L	森 一 幸	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	岩 下 和 子	教育総務課 L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第9号 甲州市立小・中学校県費負担教職員私用自動車公務使用要領の一部を改正する訓令制定について

日程第3 議案第10号 甲州市不登校児童生徒支援協議会設置要綱制定について

日程第4 議案第11号 令和5年以降の甲州市成人式の呼称について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会5月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に加藤委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

日程第2 議案第9号 甲州市立小・中学校県費負担教職員私用自動車公務使用要領の一部を改正する訓令制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長

それでは、日程第2 議案第9号 甲州市立小・中学校県費負担教職員私用自動車公務使用要領の一部を改正する訓令制定についてご説明いたします。まず資料1番最後のページにあります訓令等の概要をご覧ください。こちらの趣旨でございますが、令和3年度に策定した「甲州市行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し基準」に基づきまして、押印を求める規定（様式）を改めるなど訓令において必要となる改正を行うものでございます。内容の1 規則等改正の背景等でございますが、令和2年7月の総務省自治行政局長通知により地方公共団体に対し、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを積極的に行うことを要請されたことを受け、「甲州市行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し基準」を策定し、この基準に基づき各課が所管する規則、訓令等において改正が必要なものの調査を行い、各課からの回答に基づいた必要な改正を行うものでございます。2 規則等改正の内容につきましては、教育委員会訓令1件において、市の見直し基準に基づいた改正を行うものでございます。具体的には、資料の1ページに訓令の条文が記載されております。様式第1号中「印」を削る、というものと、様式第2号を次のように改める、というものでございます。4ページに変更前の様式がございます。私用自動車公務使用申請書兼登録簿の申請者 職・氏名、印とありますが、この「印」を削るというものであります。続きまして2ページの様式第2号を改めるというものでございます。こちらにつきましては、一番右側に「本人印」という欄がございましたが、それを取ったものがこちらになります。次のページを開いていただきまして、様式第3号中「㊟」を削る、というものがございまして、5ページのところにその様式第3号が添付してございます。こちらの所属長の㊟のところを削る、というものでございます。以上が説明になります。よろしくご審議お願いいたします。

教育長

今の説明について、何かご意見ご質問ございますか。

「なし」の声

教育長

それではお諮りいたします。議案第9号 甲州市立小・中学校県費負担教職員私用自動車公務使用要領の一部を改正する訓令制定につきましては、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

議案第9号 甲州市立小・中学校県費負担教職員私用自動車公務使用要領の一部を改正する訓

令制定については原案のとおり可決するものとします。次に移ります。

日程第3 議案第10号 甲州市不登校児童生徒支援協議会設置要綱制定について、教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第10号 甲州市不登校児童生徒支援協議会設置要綱制定について説明させていただきます。資料の1番最後のページをお開きください。要綱等の概要でございます。趣旨といたしましては、甲州市児童生徒支援協議会を設置することに伴い、協議会の所掌事務等について所要の要綱の制定を行う必要があるため、制定をするものでございます。内容といたしまして、要綱制定の背景等を読み上げさせていただきます。全国的に不登校傾向の児童生徒数は増え続けており、甲州市においても同様の状況となっております。不登校対策は子どもたちの将来を見据え、「社会的に自立すること」を目指し、様々な立場の関係者が連携協力し、組織的に行っていく必要があるものです。学校・家庭・関係機関が連携する中で、不登校の未然防止や支援に努め、たくましく生き抜くことのできる児童生徒の育成を図ることを目的とし、甲州市児童生徒支援協議会を設置することとしたというものでございます。要綱制定の内容でございますが、甲州市児童生徒支援協議会の所掌事務については、次のとおりとさせていただきたいと思っております。不登校児童生徒の実態把握、未然防止、支援体制の構築や諸機関との連携を行うもので、支援協議会の構成は以下の甲州市教育委員会、甲州市校長会、峡東教育事務所、甲州市福祉事務所、教育委員会が適当と認める者、という構成にしたいと考えております。施行期日は公布の日から施行するというので、よろしくお願ひしたいと思っております。要綱全文につきましては、2ページ目に添付してございますので、ご覧いただければと思っております。以上説明になります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

教育長

今の説明について、何かご意見ご質問ございますか。

永田委員

はい。

教育長

はい、永田委員。

永田委員

質問ではないのですが、一言で不登校児童生徒といっても、その不登校の要因も含めて非常に様々な素因があって、そういったものを全部整理したりするのに大変な労力と時間がかかるんじゃないですか。そうすると、今度はそれをなんとかしようとする側にもかなりの負担がかかり、共倒れになるということも考えられます。ですので、こうした一つ特化した特別の機関を設立して、その中で十分な議論、討論をしていただくと。それで様々なところの関与を促して、不登校が減るよということを趣旨としていると思っておりますので、賛成です。

教育長

ありがとうございます。

子どもたちの学びを保障するということと、子どもたちの社会的自立に向けての取り組みもありますけれど、今年度4月から陽だまり教室も開設しておりますので、そういったものと上手く連携する中で、子どもたちのために支援協議会を設置し、取り組みを進めていけたらと思っております。

それではお諮りいたします。議案第10号 甲州市不登校児童生徒支援協議会設置要綱制定につきましては、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

議案第10号 甲州市不登校児童生徒支援協議会設置要綱制定については原案のとおり可決するものとします。次に移ります。

日程第4 議案第11号 令和5年以降の甲州市成人式の呼称について、生涯学習課長説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第11号 令和5年以降の甲州市成人式の呼称についてご説明いたします。資料の1ページをめくって概要をご覧ください。趣旨であります。民法改正により、成年年齢が18歳に引下げとなったことに伴い令和5年以降の甲州市成人式の名称を決定する必要があります。内容につきましては、読み上げさせていただきます。1 議案提出の背景等。成年年齢を18歳に引下げる民法改正が、令和4年4月1日から施行された。成人式について定めている法律はなく、その実施については、各自治体の判断で行われてきた。本市でも成人式の呼称を決定する必要があります。2 現状。令和元年7月26日に甲州市教育委員会として、成人式のあり方について甲州市社会教育委員の会に諮問し、令和2年3月23日に答申を受けたが、「甲州市成人式」の名称について決定には至っていなかった。令和4年3月17日に開催した甲州市社会教育委員の会および令和4年4月14日に行われた懸案事項市長ヒアリングにおいて令和5年以降の成人式について、当面の間、「甲州市20歳（はたち）の出発（たびだち）」とすることに申し合わせた。3 令和5年以降の成人式の呼称について。甲州市では既に、民法改正による成年年齢引下げに伴う、令和5年以降の甲州市成人式については、20歳を対象年齢とすることに決定している。民法改正により、成人とは18歳となるため、成人という名称は入れず、20歳の方が集う「大切な日」「特別な日」と思えるような名称が望ましいと考える。上記の理由により、令和5年以降の成人式の呼称については、「甲州市20歳（はたち）の出発（たびだち）」とする。ということであります。よろしくお願いたします。

教育長 今の説明について、何かご意見ご質問ございますか。
呼称については自治体の判断ということになっています。新聞等でも取上げられている事柄ですが、甲州市ではこういった内容にしていきたいということです。

永田委員 はい。

教育長 はい、永田委員。

永田委員 「甲州市20歳（はたち）の出発（たびだち）」、良い命名だと思います。

教育長 ありがとうございます。

それではお諮りいたします。議案第11号 令和5年以降の甲州市成人式の呼称につきましては、原案のとおり決定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 議案第11号 令和5年以降の甲州市成人式の呼称については原案のとおり決定するものとします。
それでは、次回 6月教育委員会は6月22日午前9時30分から開催したいと思います、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 それでは、次回 6月教育委員会は6月22日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。